

電子提供措置の開始日 2026年2月5日

第16回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

**株式会社 F P パートナー**

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2020年1月15日の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条第1項及び第3項）で定める体制の整備」に関して以下のとおり決議し体制を整備しました。その後、定款の変更や関連規程の制定等に伴い、直近では2024年12月13日開催の取締役会において一部内容の変更を決議し、現在に至ります。

なお、当社は、2025年8月に関東財務局より保険業法に基づく業務改善命令を受領いたしました。当社は本件を厳粛に受け止め、同年10月に公表いたしました業務改善計画において、取締役会の運営改善等によるガバナンス態勢の抜本的強化に取り組むこととしております。本株主総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は社外取締役が過半数を占める運営体制に移行する予定であることから、当事業年度においては当該体制の見直しを行わず、新しい運営体制の下で、業務改善計画の実行によるガバナンス強化の実現を踏まえて、当該体制整備に関する見直しの決議を行う方針であります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### ア. コーポレート・ガバナンス

##### (ア) 取締役及び取締役会

- i) 取締役会を原則毎月2回開催とし、更に必要に応じて適宜、取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行の重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年とする。更に、取締役の業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
- ii) 取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高める。また、過半数を独立社外取締役で構成する特別委員会を設置し、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について審議・検討を行う体制を整備する。
- iii) 取締役会は、内部統制システム基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(イ) 監査役及び監査役会

監査役は、法令に定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性、妥当性について監査を実施する。

(ウ) 内部監査部門

内部監査部は代表取締役直轄の独立部門として、各部・支社の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を取締役に報告する。

イ. コンプライアンス

(ア) コンプライアンス体制

取締役及び使用人が遵守すべき行動規範として、コンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルを定め、周知徹底する体制を整備する。

(イ) 内部通報制度

コンプライアンス違反の早期発見のための「内部通報窓口」を設置し、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程に基づき、その実効性を確保し、適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

(ウ) 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力対応規程を定め、不当要求に対する社内体制等を整備するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(エ) 懲戒処分

使用人による法令違反等が発生した場合、懲罰委員会に諮ったうえで、懲罰規程等に則り公正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、保存対象文書・データ、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

イ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」に基づき、その職務の執行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、リスクマネジメント委員会及び取締役会へ報告する体制を構築する。
- イ. 重要な投資等の個別案件については、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会の付議事項とする。更に法令・定款及び案件の重要度に応じ、株主総会の付議事項とする。
- ウ. 各営業部門及び管理部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- エ. 各管理部門はリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
- オ. 内部監査部は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- カ. 経営全般に関する損失の危険については、「リスク管理規程」、「危機管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を整備する。当該損失の危険の重要性に応じ、リスクマネジメント委員会及び取締役会に報告し適切な議論を行い、当該損失の危険に対し必要な対策を決定する。また、リスクマネジメント委員会の審議の活性化・効率化・客観性を目的に、適宜外部アドバイザーの意見を求める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針、経営戦略及び経営計画等、全取締役・使用人が共有すべき全社目標を定め、その浸透を図るとともに、全社目標達成に向けて取締役・使用人各自が実施すべき目標を定め、進捗管理を行う。
- イ. 取締役会において取締役の担当を決定するとともに、「職務権限規程」「職務分掌規程」において各取締役・使用人の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を目指し、関係会社について、取締役、監査役及び使用人を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対し適切な管理を行う。当該部門は、関係会社の事業運営に関しては、その自主性を尊重するとともに事業内容の定期的な報告を受け、特に重要な事項については取締役会への報告を行う。
  - イ. 主管部門は、主管する関係会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。
  - ウ. 内部監査部は関係会社に対して定期的な監査を行い、監査結果については、取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する適任者を置くことにする。
  - イ. 補助すべき使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の承認を要するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- ア. 監査役は、取締役会以外にも業務連絡会等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
  - イ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
  - ウ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。関係会社についても、その取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行う体制とする。上記に拘わらず監査役は必要に応じ、いつでも取締役・使用人に報告を求めることがで

きる。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役が代表取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。なお、監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、内部監査部、会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役社長、社外取締役との定期的な情報交換等を行っていくこととする。
- イ. 監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該監査役の職務に必要でないことを証明した場合を除き、当該監査役の請求等に従い支払うものとする。
- ウ. 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は次のとおりです。

### <コンプライアンスに関する取組み>

法令等遵守に関する管掌部門である業務品質部は、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス基本計画を策定し、コンプライアンスの推進に資する取組みを行っております。

2025年11月期はコンプライアンス基本計画に基づき、コンプライアンス研修（全社員対象に月1回）、e-ラーニングでのコンプライアンステスト（営業社員対象に月1回、内勤社員対象に年4回）、自主点検の徹底のための各支社点検（年4回）を実施し、各拠点で毎月行われるコンプライアンス勉強会の支援をいたしました。また、業務品質向上を目的として、お客さまの声の共有・分析にも積極的に取り組んでおります。

当社では弁護士を窓口とする内部通報窓口を設置しており、相談者・通報者のプライバシーを守り、相談者・通報者が不利益を被ることがないように配慮する等、コンプライアンス活動がより実効的に機能する体制を構築しております。

### <監査役会監査の実効性の確保に対する取組み>

当社は、より透明性・公正性が担保され、監督機能が果たされるよう監査役会を設置し、独立性の高い社外監査役2名を含む3名の監査役を選任しております。このうち常勤監査役1名が、監査環境の整備及び社内の情報収集の役割を担っております。

また監査役の職務補助に従事する使用人を1名兼任で置いております。当該使用人に対する監査上の指揮命令権は監査役に専属し、その人事異動等については事前に監査役会の同意を必要としています。

監査役への報告体制については、取締役からの報告に加え、リスクマネジメント委員会、懲罰委員会等の各種委員会や内部監査部等を通じた当社関連会社に関する事項等、監査に必要な報告が適宜行われる体制を整備しております。

さらに、内部統制システムの整備状況を日常的に監査するとともに、職責の遂行上知り得た情報を他の社外監査役と共有しております。社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立的な立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、取締役会等に対して忌憚のない意見を述べております。また、監査役へ

の報告者が不利な取扱いを受けないよう、内部統制システム基本方針に規定しています。

会計監査については、監査役が会計監査人より監査計画の説明や四半期ごとの監査実施状況の報告を受け、相互に情報を共有し、効率的な監査が実施できる体制を構築するとともに会計監査人の独立性についても監査可能な体制としています。

(運用状況の概況)

監査役への報告は適宜行われており、監査役と取締役との面談、監査役と会計監査人との面談も定期的に実施され、意見交換が行われております。

また、期末には2025年11月期（第16期）監査役会の実効性評価を実施し、監査役監査及び監査役会の活動を振り返り、改善すべき課題や対応策を検討し、次年度監査計画や監査活動に反映させることとしております。

#### <取締役の職務の執行の効率性に対する取組み>

当社は、取締役会構成について、独立社外取締役の構成比を3分の1以上とすることにより、外部の視点をより反映させた実質的な論議の活性化に取り組んでおります。

営業推進、店舗事業、事業提携を統括する取締役、経営企画、コンプライアンスを統括する取締役、新規事業を統括する取締役、マーケット開拓、損害保険事業、営業支援を統括する取締役、リスク管理を含む管理部門を統括する取締役を各々設置し、全社横断的な議論のしやすい環境づくりにも取り組んでおります。

#### <リスク管理・損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

当社は、事業の継続と経営の健全性の維持及び企業価値の向上を目的として「リスク管理規程」を制定しております。本規程では、当社のリスク管理態勢及び組織・体制を含むリスク管理に関する全般的事項を明確化しています。また、代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」により、全社的なリスク管理を推進しております。

リスクマネジメント委員会には外部の弁護士が毎回参加する体制を構築しており、法律上の助言やアドバイスを踏まえた運営を行っています。また、每期リスクの見直しを実施し、企業を取り巻く様々な事業運営上のリスクに適切に対応できるよう努めております。

## 株主資本等変動計算書

(自2024年12月1日 至2025年11月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,921,808	1,821,808	－	1,821,808	8,247,181	8,247,181
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	33,589	33,589		33,589		
剰 余 金 の 配 当					△2,149,762	△2,149,762
当 期 純 利 益					2,042,386	2,042,386
自己株式の処分			△17,007	△17,007		
利益剰余金から資本剰余金への振替			17,007	17,007	△17,007	△17,007
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	33,589	33,589	－	33,589	△124,384	△124,384
当 期 末 残 高	1,955,397	1,855,397	－	1,855,397	8,122,797	8,122,797

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△163,204	11,827,594	5,073	11,832,667
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		67,178		67,178
剰 余 金 の 配 当		△2,149,762		△2,149,762
当 期 純 利 益		2,042,386		2,042,386
自 己 株 式 の 処 分	47,600	30,593		30,593
利益剰余金から資本剰余金への振替		—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,638	△1,638
当 期 変 動 額 合 計	47,600	△9,604	△1,638	△11,243
当 期 末 残 高	△115,603	11,817,989	3,434	11,821,424

# 個別注記表

(自2024年12月1日 至2025年11月30日)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等…時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定して  
以外のもの ります。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿  
価切下げの方法により算定)を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2007年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1  
日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3～50年、構築物10年、機械及び装置10年、車両運搬具6  
年、工具器具備品3～10年です。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェア5年、のれ  
ん5年、商標権10年、契約関連無形資産5年です。

#### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、  
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上

しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 訴訟損失引当金

将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「12. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

### (1) 資産除去債務の見積り計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務 278,511千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込み額を資産除去債務として計上しております。資産除去債務は、過去の退店店舗の実績を用いて有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込み期間に対応した割引率（現行0.039%～0.950%）で割引いて計算しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、資産除去債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の見積り計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 487,760千円（繰延税金負債と相殺前の金額 643,716千円）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）に定める会社分類に基づき、当期末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積りしております。将来の一時差異等加減算前課税所得算出にあたっては、中期経営計画に基づいており、中期経営計画に含まれる売上高、営業利益の予測を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 関係会社株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

806,123千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、市場価格のない株式であることから、取得原価を貸借対照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落したときには、原則として減損処理を行っております。

ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。

当事業年度において、当該関係会社の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、収益力等の落込みはなく、実質価額は著しく下落していないと判断しております。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により当該関係会社の事業計画の遂行が困難となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の減損処理が必要となり、関係会社株式の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 返金負債

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

返金負債

659,572千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

返金負債は、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合に生じる保険代理店手数料の将来における返金見込額を計上しております。

主な算定方法としては、過去の解約率及び契約上の返戻割合を基礎として算定した返金料率を主要な仮定とし、これに保険代理店手数料を乗じることにより計算しております。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により返金料率の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、返金負債の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

建物	589,533千円
土地	1,132,459千円
計	1,721,992千円

##### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	53,640千円
長期借入金	483,660千円
計	537,300千円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	715千円
関係会社に対する短期金銭債務	24,990千円

#### (3) 当座貸越契約

運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額	3,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,000,000千円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

営業取引	286,671千円
営業取引以外の取引	7,819千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	22,939,900株
当期増加株式数（発行済普通株式）	327,700株
当期減少株式数（発行済普通株式）	－株
当期末株式数（発行済普通株式）	23,267,600株

(2) 自己株式の数

普通株式	31,105株
------	---------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,070,090	47.00	2024年11月30日	2025年2月28日
2025年6月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,079,672	47.00	2025年5月31日	2025年8月8日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年1月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,092,115	47.00	2025年11月30日	2026年2月13日

(注) 配当金の総額は、2025年11月30日における最終の株主名簿に記載された自己株式31,105株を除いて記載しております。

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数  
普通株式 686,900株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	55,211千円
返金負債	201,960千円
資産除去債務	85,712千円
一括償却資産	49,880千円
自社開発ソフトウェア	172,293千円
未払事業税	17,954千円
その他	60,702千円
繰延税金資産小計	643,716千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	643,716千円
繰延税金負債	
前払費用	143,631千円
資産除去債務に対応する除去費用	12,324千円
繰延税金負債合計	155,955千円
差引：繰延税金資産純額	487,760千円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定資産－繰延税金資産	487,760千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.63%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.46%
抱合せ株式消滅差損	0.52%
税額控除	△0.15%
住民税均等割	2.26%
税率変更による影響	△0.16%
その他	△0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.15%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年12月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券及び関係会社株式は、主に業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績や財政状態などによる資産価値変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等、預り金及び従業員預り金は、全て1年以内の支払期日です。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に設備投資に係る資金調達です。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b. 市場リスクの管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	628,705	620,805	△7,900
資産計	628,705	620,805	△7,900
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	1,117,300	1,056,249	△61,050
負債計	1,117,300	1,056,249	△61,050

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」、「従業員預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	806,123
非上場株式	1,007

## (3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,519,355	—	—	—
売掛金	1,672,658	—	—	—
敷金及び保証金	438,155	189,250	1,300	—
合計	9,630,169	189,250	1,300	—

## (4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	173,640	173,640	173,640	173,640	153,640	269,100
合計	173,640	173,640	173,640	173,640	153,640	269,100

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	620,805	－	620,805
資産計	－	620,805	－	620,805
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	1,056,249	－	1,056,249
負債計	－	1,056,249	－	1,056,249

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

##### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒木 勉	(被所有) 直接17.54 間接43.04	当社代表取 締役社長	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	15.598	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都において、自社ビル（土地を含む）を所有しており、一部を賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	553,585
	期中増減額	△6,734
	期末残高	546,851
期末時価		433,000

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 期中増減額は、主に減価償却による減少（11,527千円）であります。  
 3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいております。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

賃貸収入	13,975
賃貸費用	10,854
差額	3,121
その他(売却損益等)	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に関する事項

① 関連会社に対する投資の金額	200,000千円
② 持分法を適用した場合の投資の金額	551,668千円
③ 持分法を適用した場合の投資利益の金額	170,187千円

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり情報

① 1株当たり純資産額	508円60銭
② 1株当たり当期純利益	88円79銭

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
売上高	
生命保険代理店業	30,413,600
損害保険代理店業	1,363,679
その他の事業	312,798
顧客との契約から生じる収益	32,090,078
その他の収益	13,981
外部顧客への売上高	32,104,060

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

保険代理店手数料収入は、当社が取り次いだ保険契約希望者が保険会社（以下、「顧客」という。）に引受されることにより、顧客との契約における当社の履行義務が充足した時点で、契約に関連する代理店手数料の金額を売上として計上しております。なお、保険代理店手数料には業務品質維持のための体制整備に係る支援金等の変動対価が含まれ、事後の金額の確定にあたり、収益の額に著しい減額が生じない可能性が高い範囲で過去の実績や契約の獲得状況等に基づき見積もりを行い、履行義務の充足時に計上しております。

また、顧客に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を顧客に返金する義務があります。顧客に対する予想返金額については収益から控除するとともに、返金負債を計上することとしております。返金の見積りにあたっては過去の実績等に基づき見積もっております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、重要性が乏しいことから記載を省略しています。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しています。

13. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項（市場取引等による株式の取得）の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定及び当社定款第7条（自己の株式の取得）の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

① 自己株式の取得を行う理由

当社は、既存の社員及び役員のインセンティブ向上を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度により交付予定の株式を充当すること、さらには株主還元策及び経営環境の変化に柔軟に対応できる資本政策の推進の一環として、自己株式を取得するものです。

② 取得に係る事項の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| a. 取得対象株式の種類  | 普通株式  |
| b. 取得し得る株式の総数 | 350,000株（上限）<br>（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.50%） |
| c. 株式の取得価額の総額 | 700,000,000円（上限）                              |
| d. 取得期間       | 2026年1月15日～2026年2月27日                         |
| e. 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                               |